

## 木次線遠足等 2 次交通利用費助成金交付要綱

### （目 的）

第 1 条 木次線の更なる利用促進を図るため、木次線を利用して実施する遠足や課外授業（以下「遠足等」という。）において、その費用に係る助成金を交付することについて必要な事項を定めるものである。

### （対象事業）

第 2 条 木次線沿線の小学校児童、中学校生徒、幼稚園児及び保育園児（以下「小学校等」という。）が木次線を利用して実施する遠足等の費用のうち、学校から駅間や駅から目的地間等のタクシーやバスの送迎に係る費用（以下「バス等の費用」という。）を交付対象とする。

### （交付額）

第 3 条 バス等の費用額は、1 事業につき 3 万円を限度とし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 助成回数は、原則 1 小学校等につき 1 事業までとする。ただし、委員長が認めた場合はこの限りではない。

### （申請）

第 4 条 助成金の交付申請手続は、助成金申請書（様式第 1 号）を木次線全線開通 80 年周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）へ交付申請を行うものとする。

### （申請期間）

第 5 条 前条の助成金の交付申請期間は、実行委員会が定める期間内とする。

### （実績報告）

第 6 条 助成金の実績報告手続きは、速やかに実績報告書（様式第 2 号）と助成金請求書（様式第 3 号）を、実行委員会へ提出するものとする。

### （その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長がこれを決定する。

### 附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。